

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年6月15日（月）14:04～14:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 長田 浩志 厚生労働省健康局生活衛生課長
- 渡邊 英介 厚生労働省健康局生活衛生課長補佐
- 吉岡 明男 厚生労働省健康局生活衛生課長補佐

<事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
- 諸戸 修二 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 旅館業法の特例について
- 3 閉会

○藤原次長 では、始めさせていただきます。外国人滞在施設事業に対する大阪府、大阪市の要望、意見につきましては、5月18日にワーキンググループでも御議論いただきましたけれども、本日は、その後の正式な御回答ということで厚労省の方々においでいただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○長田課長 去る6月3日付で厚生労働省生活衛生課長に着任をいたしました長田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料「国家戦略特区WGヒアリング提出資料」ということで、表紙をまずおめくりいただければと思います。

今、御指摘のございました大阪府、大阪市さんから御意見ということで認識をしております内容、1でございますけれども、ごみ出し、近隣騒音など近隣トラブル防止措置を、政令第3条が定める事業の要件である「外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること」の具体的措置として省令第3条、すなわち申請書の記載事項を規定した省令の条文でございますが、そこに位置づけて、これを怠れば政令違反で取り消すことは可能という解釈を示せないかという御要望をいただいていると認識しております。

2に書きましたのは、この件とはまた別の話でございますけれども、保健所の設置をしていない自治体の区域内において、外国人滞在施設経営事業を実施できるよう、特区法を改正し、当該自治体への条例制定権限の付与ができないかということについて、この2点についてペーパーを整理させていただいております。

まず、1点目の施設内の居住者との紛争防止あるいは苦情対応のために必要な措置についてでございます。

2ページに書かせていただきましたのは、前回の議論のおさらい的なことで書かせていただいておりますが、前回の議論の際に、政令の要件そのものにこういった措置を講ずることが書けないかというような御提案をいただいていたわけでございますけれども、前回、私の前任、伊原課長から申し上げたことの繰り返しになりますけれども、本制度はあくまで旅館業法の特例という位置づけでございます。しかるに、こういった近隣トラブル防止、苦情対応に関する旅館業法上の規定が存在をしないということの前提の中で、さらに全国一律の規制措置を設けるということはバランス上、困難ではないかと考えておりますとともに、また、マンション等の居住施設においても法令上の規制がかけられていないということのバランスの問題もあろうかと認識しております。

他方、前回申し上げたことではございますけれども、本事業の特性を踏まえまして、地方の実情に応じて、各自治体において条例、要綱等においてこうした措置を講ずることを求めるということを規定していただくことは可能ではないかと考えてございます。そうしたことから対応案ということで書かせていただきましたけれども、かかる措置につきまして、自治体の条例等により規定し得るということを通知上明確にさせていただくことは可能ではないかと考えております。

その上でございますけれども、今度は省令との関係、省令に記載できないかということでございますけれども、これらお求めの近隣トラブル防止、苦情対応措置につきましては、省令3条の6号の中に「提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務

を提供するための体制」、こういったものに含まれ得るといように考えております。したがって、こういったことについて各自治体が条例や要綱等を定めることによって申請書に記載させることは可能ではないかと考えております。

次に、こういった措置を仮に条例や要綱で定めて、それが尽くされていないという場合に認定の取り消しということにつながるかどうかということをございますけれども、そもそも認定の取り消しというのは政令第3条に抵触する場合に限られるものであるからこそ、当初は政令に書けないかという議論であったと認識しておりますけれども、まず、こういった役務の提供が適切になされていない場合等においては、この申請書に記載を求めることによって、まずは申請書の記載内容に違背するものとして虚偽の申請とみなし得るのではないかとということ。

また、それがなされていないことで即認定取り消しというところは行き過ぎかと思えますけれども、こういったことが適切になされていないことによって、例えば恒常的なトラブルが継続して、とてもではないけれども、外国人の旅客が平穩に滞在できないといったような状況に至った場合には、まさしく政令3条5号の「外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する」という要件に該当しなくなったものとして取り消し得る場合もあるのではないかと考えております。

こういった考えから、対応案②と書いておりますけれども、こういった状況によって、政令第3条第5号の要件に該当しなくなったとして取り消し得る場合もあるものと考えられる旨を先ほどの2ページの①の対応とあわせまして、自治体のほうに通知で明確にさせていただくということについて検討させていただいたということをございます。

続きまして、2点目をございますけれども、特区法改正による保健所設置自治体以外の自治体への条例制定権限の付与についてでございますが、まず1点目、これもまた前回の議論のおさらいのようなことで書かせていただいておりますけれども、いわゆる地方自治法の規定に基づいて条例制定権限というものが自治体間で委任することができるかどうかということに関しましては、ここに書いてございますように、条例制定権限自体が市町村への委任が可能な通常の行政機関の権限とは異なるといったことから、このことについては法制的に困難であるというように考えております。

そのことを前提といたしまして、条例制定権限というものを特区法の法令体系の中で切り離せるかどうかということについて整理したのが2つ目、3つ目の点でございますけれども、ここに書かせていただいておりますとおり、特区法上の事業の認定監督権限というものは本事業が旅館業法の特例である以上は、衛生的観点から一定の知見を有する保健所設置自治体が行使する必要があると考えておりますので、それ以外の自治体に付与するのは困難ではないかというように考えてございます。

そもそも、根っこの旅館業法の考え方ということをございますけれども、旅館業法上、監督権限は保健所設置自治体に限定しているというのは衛生的な観点からの規制行政に係らしめるということをございます。したがって、そういった観点からの監督を行うこ

とができる体制というものが、法的に担保されているかどうかという観点から、このような限定がかかっているものがございますので、特定の区域に限定としたとしても、その他の自治体に拡大するというのは不相当と考えているところでございます。

私からの説明としては以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

○原委員 1つ目の論点であります。今、配っていただいている大阪府と大阪市の意見というのは、直接出されているものそのままと理解してよろしいですね。

○藤原次長 そうです。

○原委員 これと見比べながら確認させていただきたいのですけれども、私の理解では、大阪府と大阪市の言っていることは2つあって、1つは、省令施行規則のところ、紛争防止、苦情対応のための具体的な措置というのを書いてほしいという話で、これに対しては現行の施行規則の3条6号の中で読めているから別に改めて書かなくてもいい。必要があれば大阪で要綱か何かでつくって、これにはそれは入りますよということを書き書いてくれればいいのかということですね。

2つ目のところが、ここが乖離するのではないのかなと思うのですけれども、ここは大阪のほうから求められているのは、これで記載事項に入れた上で、その具体的な措置については自治体でガイドラインをつくって、そのガイドラインに反している場合には、ガイドラインに書いてあるような措置を実施していなければ取り消しはできるというようなルールにしてほしいと言っているのかなと思うのですけれども、これは今の御説明だとそこまでは行けないわけですね。要するに、施行規則に記載事項として入れることはできるけれども、例えばの話、何もやりませんと書いて出してきたからといって、それが取り消し要件になるわけでも何でもないし、それによって結果として様子を見ていて平穏な滞在に支障が生ずるといようなことになれば、それは取り消しですよという理解ですか。

○長田課長 さすがに、認定取り消しというのはかなり強力な行政権限の発動でもありますので、そもそも今回の特区法施行令の認定要件、明確に書いているものであっても、そこに違背しているから直ちに即取り消せるかということ、当然ながら、その間に必要な行政指導なり、やりとりをして、看過できない状況になるということで初めて認定取り消しの権限というのは発動されるというように考えられますので、この措置が単に講じられていないというだけで即取り消しというのはやや行き過ぎなのではないかと思っているところでございます。

○原委員 そこは認定取り消し要件というところまで行くと、もう法律のほうを変えないといけなくなってしまうので、そこはこういう設計で平穏な滞在に支障が生じるということ認定したら、それは取り消しますよということとやっってくださいということですね。

○八田座長 おっしゃったのは、認定のために一定の手続をきちんと決めなければいけま

せんということですね。

○本間委員 ガイドライン等については、定めよということでもいいのですか。

○長田課長 そこはどこまで細かく大阪府さんなり大阪市さんの判断として定められて事業の適正実施を図るかというのは自治体の御判断だと思いますので、我々として詳細にガイドラインを定めてくださいというところまで言うつもりはございません。

○本間委員 ガイドラインという言葉は回答の中には入らないと。

○長田課長 そこは読みようだと思うのですが、条例や要綱などによりということでは表現をさせていただいていますので、その御指摘のガイドラインというのは「等」の中に含み得るかなとは思っています。

○本間委員 わかりました。

○八田座長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○藤原次長 2のほうで養父市から具体的な話があつて御検討いただいているのですが、私どもの特区法の体系の中で旅館業法の特例はもう一つ古民家の話がありまして、これも養父市と兵庫県でも既に特例措置が出ているのですが、養父市の場合、これも我々の中で議論したときに、条例を養父市がつくるかつくらないかが論点になりました。結果的にこれは兵庫県の条例でやったのですが、その際は、保健所設置自治体とかそういう議論は全くなかったと記憶しています。可能性として、養父市は、あちらの古民家の特例は条例をつくれるのですか、つukれないのですか。旅館業法に照らして、私どもはそこをニュートラルに考えて、結果として県がつくりましたが、市でもつくれるのではないかと考えていたのですが、あちらの場合の条例制定権は市が持てるかどうかというところも、むしろ解釈いただくとありがたいのです。

○長田課長 すみません、私、理解がちょっとできないのです。

○藤原次長 古民家、歴史的建築物の特例措置は、省令事項です。24時間ビデオカメラを回せば、いわゆるフロントがなくていいとか、文化財で一部特例措置があるのですが、それを歴史的建築物に特区で広げたというのが我々の初期メニューの中であるのです。養父市がその特例措置の活用しようとしたのですが、物件を条例で指定するという要件がありまして、その条例は、養父市のような保健所がない市では作れないということなのではないでしょうか。

要するに、旅館業法の体系である限り、条例というのは全部保健所がない市はつukれないのか、特例措置によって違うのかというのは、ぜひ正式に解釈いただくとありがたいと思います。

○吉岡課長補佐 詳細につきましては再度確認させていただきたいのですが、そもそも古民家の利用につきましては、県とかの景観条例に定められる、要は玄関帳場等を設けられないような建物を対象に緩和措置をするという方向で御要望があったかと思っておりますので、その部分につきましては、養父市のほうで既存でそういった条例等が設けられているの

か、今後設けられる予定があるのかわかりませんが、あくまで建物が玄関帳場等を設けられないという判断からいたしますと、養父市においてもそういった条例というのは定めることができるのではないかとということで今考えておりますけれども、そこはそもそも国家戦略特区法における位置づけをもう一度正確に読みませんと、手元になかったものですから、申し訳ございません。

○藤原次長 急な話ですみません。ただ、そもそも旅館業法のそういった保健所を設置していない自治体の特区法上の扱いという意味でも共通する問題だと思ってお話したのですけれども、景観条例その他等の議論は古民家の特例のときには一切していないことも事実です。条例で単に物件を指定するだけの条例なのです。それをこういった体系でやはり県が作らなくてはいけないのか、市でもできるのか、その辺の整合性というのはぜひお聞きしたかったので、きょうでなくてもいいので、また教えていただければ、幸いです。

○八田座長 帳場を設けることも衛生と関係するわけですか。

○藤原次長 衛生上の規制であり、それを緩和する措置なので、多分議論は一緒だと思うのです。そうすると、あちらのほうは市でできて、こちらのほうは市でできないというのはそもそも整合的なのかどうかという議論があるものですから、それは確認させていただいたほうがいいのかと思います。

○八田座長 実際面として見て、ある程度、市役所でできるような範囲だろうと思います。ものすごく難しい要件が出てきた場合などは、どっちみち、その県の保健所だってなかなか対応できなくてもっと大きなところが出動しなければいけないでしょうからね。だから、実際的には結構市役所でできると思いますけれどもね。そのこのところに関する実際の必要性と法の整合性を調べたい。

どうぞ。

○阿曾沼委員 検疫の件でもそうですが、衛生的観点で管理する外形的な要件がきっとあるのだと思うのですけれども、例えば市に権限を付与できる場合の条件は、最低条件として何が順守されていけばいいのでしょうか。例えば衛生的管理のための医師なり保健師の確保とか、報告義務を持たせるとか、そういう何か条件をつけてやるという可能性はどうなのでしょう。

○長田課長 先ほどの話とも関連すると思うのですけれども、私も着任早々なのできちんと法令上の体系をもう一回見ないと責任を持った御回答はできませんが、ただ、この旅館業法上、衛生的な観点からの規制が必要だから保健所設置市に限定をしているとした場合に、その旅館業法上の規制の内容もより衛生的な観点が強いものと、必ずしもそうでもないものというのがあるとすれば、その中で一定の整理をつけていくということはあると思いますし、あと、そもそも冒頭の地方自治法の一般原則に従って一定の権限というものを委任するということは、仕組み上は可能でありますから、その際、まさに衛生的な観点から必要な、例えば旅館だと風呂とか持っていますね。そこでレジオネラ菌が発生しましたと、その対策に必要な医学的な観点から指導ができるようなスタッフが備えられ

ているとか、そういったことをしっかりと確認をするということであれば、議論としてはあり得るのではないかと思います。

○吉岡課長補佐 旅館業法そのものの指導監督につきましては、都道府県知事が職員に検査等をさせるということになっておりまして、旅館業法の場合、先ほど課長から申しあげましたように浴場とかございまして、環境衛生監視員という職を置いて、そういった方が実際の指導等に当たっているということでございます。

○八田座長 ほかにございませんか。

そうすると、最初の大阪府関係のところでは基本的に今回の御回答で向こうの要望していることが読めるということでしょうか。

○原委員 これで大阪のほうが本当にお困りになるのかどうか。

○八田座長 ということを聞いてみる必要がありますね。では、これを回答いただいたから、今度は向こうに投げてみる。

市でもって保健所の設置自治体以外のところではできるかどうかということについては、先ほどのお話があった、実際の必要性と法の整合性の観点から調べていただくし、阿曾沼先生がおっしゃったような付加的な条件をつけるということで解決も可能かどうか検討していただく。そういうようなことをお願いしたいと思います。

○藤原次長 もう繰り返しですけれども、1について大阪府に投げてまた感じを聞いてみる。2については申しあげましたとおり、古民家との関係とか、こういった法律を受けての条例というのがそもそも市にも認められているのかどうか。たまたまこれに関しては政令で規定があるので保健所を持たない市というのは排除されなくてはいけないのかとか、そのあたりの整理をもう一度していただいて、再度ワーキンググループで議論していただく。1は大阪のほうに聞いてみるということでもよろしくお願ひします。

○長田課長 そうしましたら、1については内閣府さんのほうで大阪府さんの状況を確認いただいて、御納得いただけるようであれば、この6月のタイミングなので、何とか9月議会のタイミングではきちんと間に合えるようになるべく早期にその通知を文書化して出させていただきます方向で進めさせていただければと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、お忙しいところ、ありがとうございました。